

(表)

固定資産税・都市計画税 納 税 通 知 書

固定資産税額及び都市計画税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

山口県長門市長



納税義務者			
世帯番号			
通知番号			

期 別	期割税額 (円)	納 期 限
第 1 期分		
第 2 期分		
第 3 期分		
第 4 期分		

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

固定資産税・都市計画税 納税通知書

	土地の課税標準額 (円)	家屋の課税標準額 (円)	償却資産の課税標準額 (円)	課税標準額の合計 (円)
固定資産税				
都市計画税				
	算出税額 (円)	軽減税額 (円)		確定税額 (円)
固定資産税				
都市計画税				
	減免税額 (円)	年税額 (円)		

固定資産税課税標準額が、
次の金額に満たない場合は
課税されません。

土 地
30万円
家 屋
20万円
償 却 資 産
150万円

*この通知書についての説明は裏面をお読みください。
*領収証書は大切に5年間保管してください。



山口県長門市

納入済通知書

口座番号	01560-1-960036	加入者名	長門市会計管理者	合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付期限
税(料)額		円	期月等		通知番号	

領収日付印	
氏納付者	
C V S 収納用	金額が30万円超えた場合コンビニエンスストアでは納付できません。 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 地銀ネットワークサービス㈱ (CNS) ATMではご使用いただけません。金融機関窓口またはコンビニエンスストアでご使用いただけます。

取りまとめ店
〒730-8794 山口銀行 長門支店 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター (長門市/コンビニ本部控)



山口県長門市

納入済通知書

口座番号	01560-1-960036	加入者名	長門市会計管理者	合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付期限
税(料)額		円	期月等		通知番号	

領収日付印	
氏納付者	
C V S 収納用	金額が30万円超えた場合コンビニエンスストアでは納付できません。 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 地銀ネットワークサービス㈱ (CNS) ATMではご使用いただけません。金融機関窓口またはコンビニエンスストアでご使用いただけます。

取りまとめ店
〒730-8794 山口銀行 長門支店 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター (長門市/コンビニ本部控)



納付書

(長門市)

口座番号	01560-1-960036
加入者名	長門市会計管理者
期月等	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税(料)額	円
合計金額	円
納付期限	

主管課名	領収日付印
山口県 長門市	

(金融機関/コンビニ店舗保管) 収納代行CNS



納付書

(長門市)

口座番号	01560-1-960036
加入者名	長門市会計管理者
期月等	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税(料)額	円
合計金額	円
納付期限	

主管課名	領収日付印
山口県 長門市	

(金融機関/コンビニ店舗保管) 収納代行CNS



長門市領収証書

口座番号	01560-1-960036
加入者名	長門市会計管理者
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税(料)額	円
合計金額	円
納付期限	

上記の金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不要
(納付者保管) 収納代行CNS

長門市領収証書

口座番号	01560-1-960036
加入者名	長門市会計管理者
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
税(料)額	円
合計金額	円
納付期限	

上記の金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不要
(納付者保管) 収納代行CNS



山口県長門市

納入済通知書

口座番号	01560-1-960036	加入者名	長門市会計管理者	合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付期限
税(料)額		円	期月等	通知番号		

領収日付印	
氏納付名者	
CVS収納用	
金額が30万円超えた場合コンビニエンスストアでは納付できません。	
(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。	
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱(CNS)	
ATMではご利用いただけません。金融機関窓口またはコンビニエンスストアでご利用いただけます。	

取りまとめ店	
〒730-8794	山口銀行
ゆうちょ銀行	長門支店
広島府金事務所	
(長門市 / コンビニ本部控)	



山口県長門市

納入済通知書

口座番号	01560-1-960036	加入者名	長門市会計管理者	合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付期限
税(料)額		円	期月等	通知番号		

領収日付印	
氏納付名者	
CVS収納用	
金額が30万円超えた場合コンビニエンスストアでは納付できません。	
(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。	
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱(CNS)	
ATMではご利用いただけません。金融機関窓口またはコンビニエンスストアでご利用いただけます。	

取りまとめ店	
〒730-8794	山口銀行
ゆうちょ銀行	長門支店
広島府金事務所	
(長門市 / コンビニ本部控)	



納付書

(長門市)

口座番号	01560-1-960036	
加入者名	長門市会計管理者	
期月等		
通知番号		
納付番号		
納付者氏名		
税(料)額		円
		円
		円
合計金額		円
納付期限		

※ 切り取り線は裏面に記載しております。

主管課名	領収日付印
山口県 長門市	

(金融機関/コンビニ店舗保管) 収納代行CNS



納付書

(長門市)

口座番号	01560-1-960036	
加入者名	長門市会計管理者	
期月等		
通知番号		
納付番号		
納付者氏名		
税(料)額		円
		円
		円
合計金額		円
納付期限		

※ 切り取り線は裏面に記載しております。

主管課名	領収日付印
山口県 長門市	

(金融機関/コンビニ店舗保管) 収納代行CNS



長門市領収証書

口座番号	01560-1-960036	
加入者名	長門市会計管理者	
通知番号		
納付番号		
納付者氏名		
税(料)額		円
		円
		円
合計金額		円
納付期限		

上記の金額を領収しました。	
領収日付印	

収入印紙不要
(納付者保管) 収納代行CNS



長門市領収証書

口座番号	01560-1-960036	
加入者名	長門市会計管理者	
通知番号		
納付番号		
納付者氏名		
税(料)額		円
		円
		円
合計金額		円
納付期限		

上記の金額を領収しました。	
領収日付印	

収入印紙不要
(納付者保管) 収納代行CNS

3

4

この通知書について

- 課税の根拠ならびに課税客体
地方税法第342条及び第702条並びに長門市税条例第54条及び長門市都市計画税条例第2条の規定により、市内に所在する固定資産〔都市計画税にあっては、市長が指定する地域の土地（田・畑・池沼・山林・牧場・原野・農業用施設用地を除く）および家屋〕に対し、表記のとおり、固定資産税及び都市計画税が課税されます。
- 賦課期日
固定資産税・都市計画税とも、1月1日現在における資産の所有者に課税されます。
- 税率 固定資産税 1.4/100 都市計画税 0.075/100
- 納付について
固定資産税額及び都市計画税額の合計額が4,000円以上である場合は、納期は4回に分かれていますので、各納期の金額について各納期限までに納付してください。
- 納税管理人
市外に転出される場合は長門市に居住する者を納税管理人に選定し長門市税務課へ納税管理人申告書を提出してください。
- 税金を納期限までに納付しなかった場合
納期限までに納められない場合で金額が2,000円以上（1,000円未満の端数は切り捨て）の場合は、納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じて、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は特例基準割合に1%の割合を加算した割合（上限は7.3%）、納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間は特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合（上限は14.6%）で計算した額の延滞金を徴収します。
また、督促状を発したときは、督促手数料を徴収します。なお、督促状発付日から起算し10日後までに完納しないときは滞納処分を受けることがあります。
(注)「特例基準割合」とは各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 不服の申し立て
納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、固定資産課税台帳に登録された価格については、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。なお、審査請求中、又は審査の申出中であっても納税は猶予されません。
処分取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しを提起することができます。
また、当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の2分の1に相当する額に見合わないこととなると認められる場合においては、固定資産税額の修正の申出を納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長にすることができます。

◎納付場所等

問合せ先
〒759-4192
山口県長門市東深川1339番地2
長門市役所
【代表】0837 (22) 2111
支払いに関すること
税務課徴収対策室
【直通】0837 (23) 1126
内容に関すること
税務課固定資産税係
【直通】0837 (23) 1125
収納代行会社

問合せ先
〒759-4192
山口県長門市東深川1339番地2
長門市役所
【代表】0837 (22) 2111
支払いに関すること
税務課徴収対策室
【直通】0837 (23) 1126
内容に関すること
税務課固定資産税係
【直通】0837 (23) 1125
収納代行会社